

生き生き消防団

三重県松阪市消防団

安全で安心な地域社会を目指して

三重県松阪市消防団



▲松阪市消防団 結団式

1 はじめに

松阪市は、天正16（1588）年、戦国武将蒲生氏郷公の松阪城築城とともに誕生した城下町で、江戸時代には、お伊勢参りの人と物が往来する交通の要所として栄え、三井高利(江戸時代の商人で三井財閥の基礎を築いた)、や本居宣長(近世の国学者)、などの偉人を輩出しています。

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、西部一帯が台高山脈などからなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。平成17年1月1日には、松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町の1市4町が合併し、東西50km、南北37kmと東西に細長く伸び、総面積623.77km²、人口約17万人となりました。

松阪市消防団は、昭和23年に発足し、合併とともに新しく松阪市消防団として、5方面団49分団の消防団としてスタートしました。消防団の速やかな一体性を確立するため、それぞれの地域特性に合った分団の整理と団員確保を図り、団員一人ひとりが「自らの郷土は自ら守る」という崇高な精神を持った消防団づくりを目指し、日頃から住民の安全・安心を守るため、消防活動を行っています。

2 消防団の機構改正及び団員確保への取り組み

全国的にも消防団員が減少している中、合併直後の当市消防団においても、101名の欠員が生じ、団員確保のため様々な取り組みが行われました。

機構改革では、人口が減少している地域（山間部）において、これまで人力運搬又は個人の車両でポンプを搬送していた班には、軽四輪の小型動力ポンプ付積載車を導入するなど、機動力の充実を図り、各班の活動範囲を拡げ、区域間の協力体制を強化しました。

消防団員の組織充実の必要性については、地域住民に理解を得るため、自治会等の集会に出向き、説明を行い協力を得るとともに、消防団・消防職員OBにも協力の要請を行い、団員募集のポスター、新聞やホームページなど幅広い広報活動を展開しました。新興住宅のある人口・世帯等が増加した地域（市街地）や高層マンション・ホテル・歓楽街の多い地域では、新たに分団を設置し、班を分団に昇格させることにより団員の補強を図り、欠員をカバーするに至りました。

この成果が実り、平成19年9月に1,420人の定員確保を果たしました。

定員確保以後も、消防団員の安全管理や福利厚生を充実させ、消防団員が活動しやすい環境づくりを図っています。

3 消防団活動の環境整備に関する取り組み

(1) 消防団波の活用

火災現場での指揮体制強化を図るため、消防団のみが使用できる消防団波の無線機を配備

し、許可を受けた消防団波の携帯無線機を団長以下各分団まで120基配備し、幹部団員を対象に第3級陸上特殊無線技師の養成を行っており、その結果、合併から現在まで取得したものは45名となりました。この結果、団員の緊急連絡、緊急の呼び出しなどについて、現場活動時に的確な指揮が取れる体制を確立しています。

特に火災現場や山間部の捜索・救助活動での各分団の指揮に威力を発揮し、大災害等の緊急時についても瞬時に活用できるよう、消防団の緊急伝達体制を整備しています。

(2) 消防団員の安全管理

消防団車両等の緊急走行における事故防止を図るため、全機関員を対象に自動車学校での運転適性検査、消防車両を使用する際の緊急運転診断、同乗者確認診断等の安全運転研修事業を実施しています。

また、最近の災害事例は、ますます複雑で危険性が増し、消防団員にもその対応の必要性が求められるため、現場活動の安全性について基本から見直し、危険回避のための研修を行い、災害現場での公務災害防止に努めています。

平成20年度から、災害現場での安全管理の徹底を図るため、現場で団員の活動を監視し、危険行動等の危険要因を排除する安全管理員と、現場指揮本部と現場活動中の分団長の無線連絡を専門に行う伝令員を各分団に配置しています。



▲安全運転研修 緊急車両運転診断



▲安全管理員・伝令員無線訓練



▲健康診断



▲消防団協力事業所表示制度交付式

(3) 福利厚生事業

団員の健康管理のため、団員の健康の保持・増進に努めています。自営業の団員等は健康診断を受ける機会が少ないことから、血液検査、尿検査、胸部X線撮影等の健康診断を実施し、消防団員として健康な状態での活動を促進しています。

(4) 消防団協力事業所表示制度

団員の勤務する事業所へ消防団に対する協力依頼を行うことは、消防団員がより活動しやすい環境を整備することにつながるため、団員確保の一策であるとの認識から取り組みを行っています。平成19年4月に消防団協力事業所表示制度の要綱を定め運用を開始し、制度に定める基準に適合する協力事業所として、これまでに13事業所を認定し、表示証を交付しました。事業所のご理解・ご協力により、団員の消防団活動の充実、更には地域防災体制の強化が図られています。

(5) 消防訓練塔の建設

近年、都市機能の効率化が進み、建築物が高層かつ大規模になり、中高層建築物の火災は増加傾向にあります。松阪市においても中高層マンションやホテルが増加し、中高層建物火災に対応する消防装備の整備や消防技術の向上を重要課題として取り組んでいます。

その一環として、松阪市消防・防災訓練センター敷地内（敷地総面積5,467.88m²、全面ア

スファルト舗装、屋内研修棟併設）に、鉄筋コンクリート造、高さ12.5m 4階建、延べ面積112.5m²の訓練塔を建設しました。今後は、この訓練塔を使用し、建物火災に対する総合的な実戦訓練や常備消防との連携訓練を実施し、実戦感覚を養いながら、安全な活動技術の習得を図っていきます。



▲消防訓練塔

4 おわりに

私たち消防団員は、地域の皆様方のご支援や団員のご家族の支えにより使命である火災や風水害など各種災害から市民の生命・身体・財産を守るため、常日頃から訓練を重ね、頑張っております。これからの消防団は、常備消防と協力することはもちろん、自ら考え、計画し、訓練をするとともに、より積極的な消防団活動を推進し、市民の安全・安心の確保にまい進していきたいと考えております。